

村から見た徳川社会

水本邦彦（長浜バイオ大学）

はじめに 「徳川社会」への接近

16世紀末から19世紀後半に至る約3世紀の間、日本列島の大部分を覆う形で成立し、存在した社会。織田信長、豊臣秀吉、および徳川三代の主導で作りあげられた。従来の区分でいえば「近世」「安土桃山～江戸時代」「織豊政権～幕藩体制」に相応する時代。政治史的に区分すれば、1568年（永禄11）の信長上洛から1867～68年（慶応3、4年）の大政奉還・王政復古の大号令、戊辰戦争まで。武家が国家権力を握る。この講座では、村掟を出発点に、法の在りようや「国民」作り、身分意識などからこの社会を観察する。

あえて「徳川社会」と呼ぶのは、この社会を我々の価値尺度からではなく、近現代社会とは異なった「異文化の社会」として見ようとする事による。「日本歴史は続いている」という「無意識の思い込み」への若干の警鐘。

公儀の法度と村の掟

- (1) 手掛かりとしての村掟 ...【史料1】享保8年(1723)近江国蒲生郡中小森村掟(中小森村=3550石。大和郡山藩、志摩鳥羽藩、旗本3家の5給。家数300軒余)掟(法度)の項目 キリシタン禁止(公儀仰せ付け)宿貸し、博打、盗み、地下役、遊び日、坪土・草刈り、明け六つ、川端植樹、奉公人宿など。
制裁 米1斗・5斗、村払い、公儀への訴え
- (2) 公儀法度と村掟の二元構造
「科之輕重二によりて御 公儀様江地下中より可申上候、輕キ科二候八、地下法度二可申付候」
二元構造。それとともに、村が処分方法を選択している点が重要。
- (3) 村掟の制裁の三類型
自力...天正16年(1588)近江蒲生郡今堀村
・田や野良の物を盗んだ者を仕留めた者には褒美を出す。
・内へ入った盗人についても同様。
二元的...延宝3年(1675)近江国野洲郡安治村
・家へ入り盗みをした者は公儀に訴え村を払う。・作荒らしをした者は過料。
他力...文化15年(1818)近江国蒲生郡中在寺村
・盗みをした者は上様に訴える。・野荒しをした者も同様。
中世社会型(「自力の村」)、近世(徳川)社会型、近代社会型。ただし、も村で決めている。この点は に同じ。
- (4) 公儀法度と村掟の関係
幕府法令(寛永14年、1637)
「在々所々盜賊之者並悪党於有之は、急度可申出之、(中略)若隱置他所より訴人有之は、穿鑿之上、其五人組は勿論庄屋共に可行曲事」(『近世法制史料叢書』2)

旗本板倉氏条目（元禄 11 年、1698）

「火之用心随分大切ニ可仕候、若付火仕候もの有之候ハ、早速捕置代官ニ可申聞事」
（『八日市市史』6）

村掟 前掲（2）中小森村地下掟、（3） 安治村村掟

公儀法度の村掟への依存、村掟の公儀法度への依存

（5）シンボルとしての高札と勸請縄

正徳元年（1711）高札の種類

親兄弟夫婦憐れみ、毒薬偽薬種売買禁止、キリシタン宗門制禁、火付け、（駄賃・人足荷物規程） * 明和 7 年（1770）より徒党・強訴禁止の高札が加わる。

勸請縄の祈禱札の文言

「村中安全」「風雨順調」「悪疫退散」「五穀豊穰」「万民快樂」「天下泰平」など

（原田敏丸「勸請吊行事」『近世村落の経済と社会』山川出版社、1983）

左；滋賀県高島市マキノ町下の下出
地区の勸請縄



右；滋賀県東近江市中小路町の祈禱
札



「非キリシタン国民」

（1）法度・高札の根幹 = キリシタン禁止

旗本板倉氏条目第 1 条（全 19 条）

「公儀御法度堅可相守之、切死丹宗門之儀、弥念を入相改、名主・組頭常々心を付、不審成者於有之者、早々名主共之内より代官ニ可申聞（後略）」

中小森村掟第 1 条「從御 公儀様被為 仰付切支丹宗門御掟之通、急度相守可申事」

キリシタン高札褒美金（服藤弘司「高札の意義」『幕府法と藩法』創文社、1980）

・寛永 03（1626）？

・寛永 10（1633）バテレン訴人褒美銀 100 枚、以下はその忠にしたがい。

・寛永 15（1638）バテレン銀 200 枚、イルマン 100 枚、キリシタン 30~5 枚

・承応 03（1654）バテレン銀 300 枚、イルマン 200 枚、同宿・宗旨訴人 50 枚

・延宝 08（1680）バテレン銀 500 枚、イルマン銀 300 枚、同宿・宗旨訴人銀
50~100 枚

（2）「国是」としてのバテレン追放、キリシタン禁止

豊臣秀吉「バテレン追放令」天正 15 年（1587）6 月 19 日

「日本八神国たる処、きりしたん国より邪法を授候儀、太以不可然候事」伴天連儀、
日本之地ニハおかせられ間敷候」

以心崇伝「宣教師追放文案」慶長 18 年（1613）12 月

「それ日本は元これ神国なり。（中略）吉利支丹の徒党、適ま日本に來り、ただに商
船を渡して資材を通ずるのみならず、叨りに邪法を弘め、正宗を惑わさんと欲す。

（中略）日本は神国仏国、而して神を尊び仏を敬う。（「異国日記」）

彦根藩主井伊直孝（木俣清左衛門他宛）正保3年（1646）10月22日

「切支丹御法度儀、毛頭油断被申間敷候、直孝自分用之儀八かるしめ成次第二被致候とも、此段八日本国之御法度之儀二候へ八、（中略）ふかく左様二被存、侍中末々迄も妻子并奉公人下々迄も、町中・在々の内も妻子共二急度改、不審成ものも候八、穿鑿仕候様二油断被致間敷候事」（『久昌公御書写 - 井伊直孝書下留 - 』）

宗門改め制度の確立（「非キリシタン国民」の台帳）

- ・寛永17年（1640）幕府に宗門改め役を置く。
- ・寛文4年（1664）諸藩に宗門奉行の設置を命じる。
- ・寛文11年（1671）全国的に寺請けによる宗門人別改め帳の作成を命じる。

（3）画期としての島原の乱 寛永14年（1637）～15年

神田千里の理解

「キリシタンは飢饉などの災害や戦乱を生き残り、平和に至るための道として、是が非でもキリシタンの信仰にすがろうとした。他方仏教徒や神祇信仰の持ち主たちは、同じ目的のために、キリシタンにとって相容れない「異教」即ち「日本宗」にすがろうとした。（島原の乱は、この双子兄弟の）きわめて不幸で悲劇的な対立だったのではないか。」（『島原の乱』中公新書、2005）

日本宗 = 神田によれば、神国意識、伊勢信仰、天道思想、仏教宗派など、キリシタンに対置された多様な宗教意識の総称。

二種類の「日本人」

「「日本」への帰属意識は、一揆方と非一揆方を問わず共有されていたと考えられる。（中略）幕府軍がオランダ船を動員して原城を砲撃させると一揆方は「オランダの舟を御雇ひなされ、御攻め候事、異国迄の沙汰笑止なる儀と申」したという（中略）。キリシタンたちにも「日本」という国家への、厳然たる帰属意識のあったことが知られる。（神田千里「宗教一揆としての島原の乱」『東洋大学文学部紀要』58、2005）。とすれば、この時期、日本列島には、「宗教部分にデウスを掲げたキリシタン型日本人」と「日本宗型日本人」がいたことになる。徳川国家は前者を否定し、「非キリシタン」であることを「徳川の日本人」の必要条件として強制した。

（4）「非キリシタン国民」というアイデンティティ

陸奥国北郡船頭・水主たちの供述。享和3年（1803）ロシア属島ホロムシリ島に漂着し、文化3年（1806）エトロフに帰還。「ホロムシリ島より帰国の漂民口書」

「私とも儀素より彼国に落着罷在候心底毛頭無御座、邪宗門に罷成候上は帰国も相成間敷候間、宗門之儀如何様勤候共、仏（キリスト教の偶像）を拝し候儀等は決して致間敷互いに申合罷在、（中略）継右衛門、専右衛門、吉五郎、弥内、岩松は禅宗にて寺は南部領佐井湊長福寺、勘右衛門は浄土宗にて、寺は同村発心寺檀家に相違無御座候」

（荒川秀俊編『日本漂流漂着史料 翻刻歴史史料叢書』3）

キリシタン高札・宗門改め制度によって、列島の住民は「非キリシタン国民」として作られていく。ナショナル・アイデンティティとしての「非キリシタン」の強制。

自力社会から身分社会へ

(1) 徳川の村の自律的性格(たとえば村掟を定める)の評価をめぐって

水林彪 国家支配の下部機関説

- * 「近世の領主権力は多くの場合、村民(イエ)を個々に支配するのではなく、ムラを通じて、具体的には名主・組頭の村政執行機関を通じて支配したのである。そして、その程度は、幕藩体制が初期から中期へと展開してゆくにつれて、ますます高まっていった(中略)。このことは、しかし、社会が国家からの自律の領域を広めたことを意味するわけではなかった(中略)。それは、国家が社会から撤退してゆく分を代替するものが社会の内部に発生したこと、すなわちムラが国家的支配の下部機関としての機能をいっそう強くもつようになったことを意味したからである。」

(『封建制の再編と日本の社会の確立』山川出版社、1987)

村の持つ自律性・能動性を国家の下部機関として塗り潰してしまう。村=ライトゥルギー的義務団体。

水本邦彦 中世的自治の否定の否定、または継承説

- * 「(小農自立政策など)統一政権の政策が「革命的」であったとすれば、それは新たな抑圧搾取の体系としての「革命性」であったということであって、村社会の展開ないし小農民経営の展開は、その「革命的」抑圧に対抗することによって果たされていく、換言すれば、統一権力による中世の否定をもう一度否定することを通じて果たされていく、と考える。」(「村社会と幕藩体制」『歴史学研究』別冊、1983)
- * 「惣村が獲得した自治理念は、統一政権、幕藩権力の成立とともに決して崩壊したのでも、また支配の届かぬ部分に僅かに残存したのでもなかった。それは担い手及び形を代えて、まさに新たな支配に直接する場面をも含む近世百姓の世界に発展的に継承されていったのである。」

(「近世初期の村政と自治」『日本史研究』244、1982)

「否定の否定」「発展的継承」と、村・百姓の力を評価するが、抽象的・観念的。

藤木久志 両側面評価説

- * 「水本氏の新しい立論は、...その前提に、兵農分離政策=中世の自力の全面解体策、という仮説を無条件においている点で、なお旧来の通説をそのまま引き継いでいる...。しかし、はたして中世社会の到達点は、自力救済原理の死であり、百姓の一元的掌握であったか、という点こそが私の課題の焦点である。私は、自力の死と再生(自力が否定されたが復活した)という構図そのものを疑問とし、いわゆる兵農分離ははたして中世惣村の解体や土一揆の敗北であったか、を根底から疑ってみようというのである。」(『村と領主の戦国世界』1997、初出1988)
- * 「村が紛争の現場で刀・脇差・鉄砲を使って刃傷(死傷)事件を起こせば、死刑の対象とされた。しかし、村や農民による武器の保有そのものが違法とされた形跡は、まったくない。...武器を用いて刃傷事件を起こさないかぎり、その実力行使は違法とされなかった。」(『同上』) 否定と容認の両側面を指摘
- * 「村の検断権は容認、成敗権(死刑執行権)は制約」「近郷の合力(武力共同)への規制は緩やか」「近郷の村々による中人=共同裁定の慣行は領主裁判の中に位置付け」「山野水論の相論は先例に委ねる、検地帳登録地の相論は直接裁定」など。
- * 「豊臣喧嘩停止令の史的な意義は、権力が階級支配の体系としての平和=治安を一

方的に強制するため、中世村落と農民から武器行使・相当・合力など自力・自検断の諸権利を剥奪するところにあったことは明確であるが、その治安立法の成立を可能にし、その法を天下の法という権威に押し上げた一つの歴史的根拠は、この法が中世土着の過酷な自力の法の支配から農民を解放する役割をになったという点にも求めざるを得ないことになる。」（『豊臣平和令と戦国社会』1985、初出は1983）

剥奪と解放の両側面を指摘

水本の反批判

* 「かりに氏が分類したような腑分けが可能であるとしても、そこで氏が自力の存続としているものは、じつは統一権力の政策の一環として容認された限りでの「存続」であって、それは、それ自体として存在した中世の自力救済とは異なるものであり、大局的に見れば自力否定策ということになるのではないか、そして、政策分析から民衆の自力問題を取り上げる方法は、民衆世界をいわば権力の政策内部に閉じ込め、政策の枠内でしか民衆像を描けないという限界を持っているのではないか。」（『近世の郷村自治と行政』1993）

藤木説は、「一部存続」部分に中世の自力の継承をみるが、その継承を権力による「容認」とする点で、結局は、自力否定、村＝権力の下部機構化（ライトウルギー的義務団体化）の水林説（旧説）と同じ枠内にある。

* 「では、本来の自力は、近世においては否定され、消失してしまったのだろうか。私はそうは思わない。拙論が村惣中や村役など村社会のレベルから論を展開したのは、本来の自力の継承拠点をここに見ようとしたからであり、そこに、政策の枠に含まれない部分も含め、自力の理念が各種継承されていたと考えたからにほかならない。」（水本・同上書）しかし、なお否定政策との関係が不明瞭のまま。水林（藤木）のいう、統一権力による（大枠での）自力否定政策を前提したうえで、なお、徳川の村・百姓が保持・発揮した能動的・自律的な諸能力（村掟の制定、公儀法度の活用、生産・生活管理など）を、どう説明するのか。権力容認説、一部存続説、観念的継承説ではなく…。

（2）徳川社会はどう見られていたか 社会的中堅層の評価

河内屋可正（寛永13年（1636）～正徳3年（1713）） 河内国石川郡大ヶ塚村の豪農で、村役人寄を務めるとともに、酒屋、油屋なども営む地主家。隠居した元禄・宝永年間に、子孫への教訓として自らの体験や見聞を書き連ねた「大ヶ塚来由記（河内屋可正旧記）」を遺す。

「御公儀様の御恩、あめ共山ともたとへがたし。其故八、僻事をたくむ者共国々に多し。若上より、理非明らかに御政敗（ママ）ましまさずバ世の中八いかならん。

（中略）是公恩を戴て、私の栄花を期するに非や」（『河内屋可正旧記』巻16）

「武士の道、農人の道、職人の道、商人の道、其外にも様々多し。其家々の道を能勤る時八、其道金銀の主と成て家富栄る也」（巻14）

「農業八五穀を作りて人を養ふ事を常のたのしみとせり。されば、天道に叶ふ謂有にや」（巻12）

「土農工商の四民八国の宝にして、天下になくて叶八ぬ物也。然れ共諸職人と諸商人の多き八、国の宝に似て宝に非、其故八、人の侈りに随フ物なれば、遊民に近し、

百姓のミ無上のたから也」(巻19)

「進退をかせぐにも、其業々に精を出して、心に八工夫すべし。聖賢の教に随ふ事尤よろし。其上に又工夫すべし。其所に相応不相応有。時代々々に叶とかな八ぬと有。とにかく工夫にしく八なし」(巻19)

徳川社会は、それぞれの身分が各自の職能に専念する分業社会である。この社会は身分ごとの営為・工夫を基軸に、身分間の差別意識を随伴しながら、自力救済社会とは質を異にする発展を遂げていく。

統一権力によって中世的自力社会は否定・解体され、別の形の社会(徳川身分社会)が構築された。惣村・国一揆・戦国大名などの単位社会毎に個別に保持されていた自力は再編成され、身分に応じた自力(身分型自力)として、全社会的・列島規模で構造化された。

「身分型自力」の能動性は、国家の下部機関的な役割(水林説)においてのみならず、社会発展の原動力であり、自力の法(掟)を生み出す力でもあった。身分社会はその維持発展のために社会自体が「身分型自力の法」を必要とする。

徳川の身分社会の発展的性格に着目することで、「中世の自力を max と置き、その行く末を論じてきた研究史」の枠組み(自力の呪力)を脱し、中近世社会の全社会的次元での新たな比較研究が可能となるのではないか。

身分社会の展開としては、身分的営為の進展 身分の分化・多様化 身分の混乱・希薄化、身分逸脱層の増加 といった流れが想定できる。

(3) 「身分制的政治機構」の構想 田中丘隅「国民御慈愛の事」(『民間省要』巻7)

「君主がすべての事柄を知り尽くし、ひとりでは対処することはできない。君主の目となり耳となり、手となり足となる人々が必要だ。(中略)こうした人材を四十人、全国から捜し求める。その内訳は、幕府直参の武士から五人、諸藩や知行所の家臣から五人、僧侶から五人、農民から十五人、商人から十人とする。このうち半分の二十人を交替で全国に派遣して各地の政治の善悪や問題点を見聞させる。半分の二十人は江戸にいて、幕府のあらゆる会議に参加できるようにし、一切の決定にあたっては必ず彼らの意見を参考にする。こうすれば何事も理にかなない、道を誤ることはないだろう。」

(倉地克直『徳川社会のゆらぎ』小学館、2008)

(4) 徳川身分社会の身分変換と流動的側面

京都町奉行所 町代「諸事日記」元文4年(1739)...【史料2】

家を継承する者(身分を維持する者)と、家から放出され身分変換していく者。

(5) 再び、「公儀の法度と村の掟」について

村掟の持つ秩序維持のための制裁 (米1斗・5斗、村払い、公儀への訴え)

村もまた権力である。掟の内包する権力問題をどう考えるか。

「権力(国家・上から)と自治(民衆・下から)」という捉え方への懐疑

おわりに

徳川社会とは；能動的・自律的の身分意識(「身分的自力」)を持って生業に専念する百姓(や町人)を土台にしながら、彼らを含む全住民を「非キリシタン国民」として公儀(武家権力)のもとに統合した、一個の自立した国家社会。

【史料1】「近江国蒲生郡中小森村村掟」(享保8年(1723))

地下法度之事

- 一、從御 公儀様被為 仰付切支丹宗門御掟之通、急度相守可申事
- 一、不知者二一夜之宿をもかし申間敷事
- 一、博奕之儀、子共二よらず壺文勝負二而も仕間敷候、并博奕之宿仕候ハ、其五人組より急度致吟味可申候、若五人組之外より頭候ハ、五人組共二可為同科事
- 一、盗人之儀者不及申、諸作物何によらず、少シ之宿二而茂仕間敷候、若左様之儀有之候ハ、盗人と可為同科事
 - 附り、盗人を見付吟味難成時分ハ、地下中五人組頭として、家さかし可仕事
- 一、盗人を見付、隠置申間敷事
- 一、地下役米、何によらず不出者有之候ハ、五人組より致吟味、急度出させ可申事
- 一、臨時之遊日并雨乞・いもち送り之儀、時節見合庄屋より相触事二候得者、申来ル二不及事候、向後庄屋かた江訴来者於有之者、過代として米五斗宛急度取可申事
 - 附り、雨悦其外我儘二、新規之遊日一切仕間敷候、村中一同之外八堅停止之事
- 一、他之土手・畔・道端共二坪土持候儀、并他之畑之草刈候事、向後堅令停止候、若相背者有之ハ、為過代米壺斗宛可取之事
- 一、稻打二出候儀、明ケ六ツ人顔慥二見江候時分より出可申候、尤所々番屋を立、稻仕廻申迄夜番可致候、若夜中出候者在之候ハ、番屋二差留メ、庄屋方江相断可申候、詮義八其時分之訳二より可仕候、惣而迂論成もの番屋二而見除二致候儀、後日二相知レ候ハ、為過代、其夜之番人より米五斗急度可取之事
- 一、領内用水川端二木を植、柳を指候事、堅令停止候、若違背之者有之者、川端より土手之方江式尺を限り、地下人足二申付刈取二致させ申候、たとひ居屋敷之端、其外無據といふ共、庄屋立会、見分之上用捨可致事
- 一、奉公人呼集宿仕者有之由相聞江候、向後奉公人之宿堅仕間敷候、若壺人二而茂呼集宿致候者在之由二候ハ、吟味之上、村を拂可申事

右之条々急度相守可申候、何二而も見隠シ申間敷候、若定之通、相背申もの之候ハ、地下江相届ケ可申候、隠置頭候ハ、其組中致吟味為科錢壺人より米五斗宛地下江出し、其主八科之輕重二よりて御 公儀様江地下中より可申上候、輕キ科二候ハ、地下法度二可申付候、為其村中連判如件

享保八卯年九月

組頭	組頭	組頭
彦次郎(印)	利右衛門(印)	定 八(印)
(外4名連印)	(外4名連印)	(外5名連印)
	(外39組省略。全42組315名連印。宛名なし)	

(「中小森村五人組帳」菅田神社文書、近江八幡市架蔵)

* 宝永元年(1704)より明治11年(1878)まで断続的に48冊の「五人組帳」を残す。

【史料2】ふと罷り出候者届け書〔京都町奉行所「町代」諸事日記」元文4年(1739)〕

御断書

一、私下人茂兵衛と申廿三歳二成候もの、去極月廿六日朝五つ時、不斗罷出歸り不申候二付、親元城州かはた(綺田)村百姓文次郎方へも申遣し、其上方々相尋候得共、相知し不申候、兼而年越之参宮等仕度申罷有候故、其通りと存知、日数見合罷有候処、尔今歸り不申候二付、御断奉申上候、以上

未正月五日

大宮通石薬師町

龜や佐兵衛

年寄弥三郎

五人与忠兵衛

家主庄兵衛

御断書

一、私下人茂兵衛と申廿三才二成候者、去極月廿六日罷出、歸り不申候二付、当正月五日御断申上置候、然処右茂兵衛義、西国順礼仕候由二而昨日罷歸候二付、重而御断申上候、以上

未二月廿三日

大宮通石薬師町

龜や佐兵衛

年寄弥三郎

五人組

家主庄兵衛

(古久保家文書、京都府立総合資料館架蔵)

